

みやぎの肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、肥料価格が高騰する中、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めることを目的とする肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号。以下「国交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）に基づき、化学肥料使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援するため、宮城県農業再生協議会（以下「宮城県協議会」という。）が実施するみやぎの肥料価格高騰対策事業に要する経費に対して、予算の範囲内において、みやぎの肥料価格高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2 この補助金の補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりし、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（国実施要領に準じた書類）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときには、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表に掲げる事業の重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第5 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出期限は、補助事業が完了若しくは廃止の承認の日から起算して1月を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（国実施要領に準じた書類）

(2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(補助金の経理)

第7 宮城県協議会は、補助対象事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(間接補助事業の実施)

第8 宮城県協議会は、間接補助事業に係る補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合において、取組実施者に対し、第4及び第7の規定に準ずる条件を付さなければならない。

2 宮城県協議会は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金にかかる返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

3 宮城県協議会は、補助事業の開始前に、間接補助事業の交付手続き等について業務方法書等を定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 宮城県協議会は、取組実施者に対し、法令等の定め及び間接補助金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業を行わせ、いやしくも間接補助金の他の用途への使用をすることがないようにさせなければならない。

5 知事は、取組実施者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、宮城県協議会に対し、当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(書類の提出)

第9 この要綱により知事に提出する書類は、各1部とする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

別 表（第 2 関係）

補助対象経費	補助率	事業の重要な変更
<p>国実施要領の第 4 の 3 に規定される対策事業取組実施者に対する肥料費上昇分の一部に当たる支援金であって、同要領の第 3 の取組実施者（農業者の組織する団体等）を通じて、宮城県農業再生協議会が交付するもの。</p> <p>（間接補助金の交付額） 国実施要領の別記 3 の第 2 の 2 により算定される支援金の額（※）の 15 / 70 以内</p> <p>{（当年の肥料費－前年の肥料費）× 0.7（※）} × 15 / 70 以内</p>	<p>定額 （10 / 10 以内）</p>	<p>事業費の 30 % を超える増減</p>